

「地域密着型サービス外部評価の実施回数の緩和に関する取り扱いについて」
(平成22年5月7日長寿-424秋田県健康福祉部長通知)

「秋田県地域密着型サービス外部評価実施基準」(以下、「基準」という。)
第3条第2項に基づく外部評価実施回数の緩和の適用に係る運用については、次のとおり取り扱うこととする。

1 事務手続き等について

外部評価の実施を要しないこととできる年度は平成22年からとし、適用を受けようとする事業所管理者は、基準第3条第2項(1)に定める市町村長の同意の写しを、外部評価の実施を要しないこととしたい年度の4月末日まで(ただし、平成22年度については5月31日までとする。)県に提出すること。

県は、県指定介護情報サービス情報公表機関及び外部評価調査機関に対し市町村長の同意があったことについて通知し、外部調査機関はこれを受け、当該年度の外部評価実施回数の緩和を適用し、当該年度の外部評価を実施しないものとする。

なお、平成22年度に適用を受けようとする場合、同条同項(4)に定める外部評価項目については、「2、3、4、6」を「3、5、6、8」と読み替えるものであること。

2 適用要件について

(1) 実施回数の緩和の適用を受けた事業者が、再度この適用を受けようとするときは、外部評価の実施を要しないこととしたい年度の前年度において基準第3条第2項に定める要件を満たし、改めて市町村長の同意を得る必要があること。

この場合、実施回数の緩和の適用を受けたことにより、外部評価を実施しなかった年度は、前5年間において継続して実施していることとした要件の適用にあたっては実施したものとみなす。

(2) 同条同項(1)の市町村長の同意は、事業所が所在する地域の保険者が広域市町村圏組合であるときは、当該組合の管理者から得るものであること。

(3) 同条同項(2)の運営推進会議の開催回数は、適用を受けようとする年度の前年度における実績によること。

(4) 同条同項(3)の市町村の職員又は地域包括支援センターの職員の出席については、現に当該職員が運営推進会議に出席し、その事実が旅行命令簿又は会議録等により確認できること。